輸出統計品目表第三九・一五・九〇号を次のように改める。

3915.90		—その他のプラスチックのもの			
		——ポリ（エチレンテレフタレート）のもの			
	110	———フレーク状のもの		KG	
	190	———その他のもの		KG	
	200	——プロピレンの重合体のもの		KG	
	900	——その他のもの		KG	

輸出統計品目表第七一〇四・四九号を次のように改める。

7204.49		——その他のもの			
	100	———ヘビークず		KG	
	200	———シュレッダークず		KG	
	900	———その他のもの		KG	

輸出統計品目表第七六〇一・〇〇号を次のように改める。

7602.00		アルミニウムのくず			
	100	—アルミ缶のもの		KG	
	900	—その他のもの		KG	

輸出統計品目表第八三〇八・九〇号を次のように改める。

8308.90	000	—その他のもの（部分品を含む。）		KG	

輸出統計品目表第八四五〇・一一号を次のように改める。

8450.12	000	——その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）		NO	

輸出統計品目表第八四五〇・一九号を次のように改める。

8450.19	000	——その他のもの		NO	

輸出統計品目表第八五一三・一九号を次のように改める。

8523.29	000	——その他のもの		NO	

輸出統計品目表第八五二三・五一号を次のように改める。

8523.51	000	——不揮発性半導体記憶装置		NO	

輸出統計品目表第八五二三・五九号を次のように改める。

8523.59	000	——その他のもの		NO	

輸出統計品目表第八五二三・八〇号を次のように改める。

8523.80	000	—その他のもの		NO	

輸出統計品目表第八五・一六項中「ビデオプロジェクター」を「プロジェクター」に改め、同表第八五二六・四一号を

8528.41	000	——第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO	に

同表第八五二八・四九号を

8528.49	000	——その他のもの		NO	に

改める。

輸出統計品目表第八五二八・七二号中

		———その他のもの			
	910	————小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO	
	990	————その他のもの		NO	を
	900	———その他のもの		NO	に

改める。

輸出統計品目表第八五二八・七三号を次のように改める。

8528.73	000	——その他のもの（モノクロームのものに限る。）		NO	

輸出統計品目表第八七〇一・九〇号を次のように改める。

8701.90		—その他のもの			
		——農業用のもの			
	200	———中古のもの	NO	KG	
		———その他のもの			
	310	————公称馬力が30馬力未満のもの	NO	KG	
	320	————公称馬力が30馬力以上50馬力未満のもの	NO	KG	
	330	————公称馬力が50馬力以上のもの	NO	KG	
	900	——その他のもの	NO	KG	

輸出統計品目表第九〇〇六・五二号を次のように改める。

9006.52	000	——その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）		NO	

輸入統計品目表第〇一〇六・一九号を次のように改める。

0106.19		——その他のもの			
	010	———食肉目	NO	KG	
	090	———その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第〇二〇八・四〇号を次のように改める。

0208.40		—くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭（き）脚下目のもの			
	011	——くじらのもの		KG	
	090	——その他のもの		KG	

輸入統計品目表第〇三〇三・八九号中

	298	————あゆ		KG	を
	298	————あゆ		KG	
	231	————くさかりつぼだい（プセウドペンタケロス・ウェエレリに限る。）		KG	に

改める。